

---

IC 定期券取扱規則 目次

1. 総則

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 変更
- 第 3 条 用語の意義
- 第 4 条 適用

2. IC 定期券

- 第 5 条 発売
- 第 6 条 運賃の收受
- 第 7 条 再印字
- 第 8 条 効力
- 第 9 条 無効となる場合
- 第 10 条 不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等
- 第 11 条 盗難または紛失再発行
- 第 12 条 免責事項
- 第 13 条 障害再発行
- 第 14 条 払戻し
- 第 15 条 同一駅で再度出場する場合の取扱い
- 第 16 条 発行替の取扱方
- 第 17 条 IC 定期券の通用期間外における使用可否設定変更の取扱方
- 第 18 条 継続発売の取扱方
- 第 19 条 IC 定期券の使用の制限事項

- 別表第 1 号 当社が発売する IC 定期券の媒体
- 別表第 2 号 IC 定期券を発売しない種類
- 別表第 3 号 ポストペイ式 IC 証票を媒体とする IC 定期券の再発行手数料
- 別表第 4 号 ポストペイ式 IC 証票を媒体とする IC 定期券取扱駅 1
- 別表第 5 号 ポストペイ式 IC 証票を媒体とする IC 定期券取扱駅 2(定期券発売所)

## IC 定期券取扱規則

2025.4.1 現在

### 1. 総則

#### 【目的】

**第1条** このIC定期券取扱規則は、旅客がIC定期券を使用して阪急電鉄株式会社(以下「当社」という)線を利用する場合の内容について定め、旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

#### 【変更】

**第2条** 当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

#### 【用語の意義】

**第3条** この規則における用語の意義は、このIC定期券取扱規則中に定めるもののほか、IC証票取扱規則および旅客営業規則(以下「営業規則」という)等の定めるところによる。

#### 【適用】

**第4条** 当社線におけるIC定期券の利用についてはこのIC定期券取扱規則を適用する。

2 このIC定期券取扱規則に定めのない事項は、IC証票取扱規則および営業規則等の定めによる。

## 2. IC 定期券

### 【発売】

- 第5条** IC 定期券の購入の申込みがあったときは、営業規則第20条に定める通勤定期券、ならびに同第21条に定める通学定期券を発売する。この場合のIC 定期券の区間および経路は、当社線および当社とIC 証票の共通利用が可能な連絡運輸対象社局のうち、連絡運輸等関連規則に定める区間および経路に限るものとする。
- 2 前項にかかわらず、別表第2号に定める種類のIC 定期券の発売はしない。
  - 3 IC 定期券の発売に関する旅客の取扱いは、営業規則第20条および第21条の規定によるものとする。
  - 4 IC 定期券は、別表第1号に定めるIC 証票を媒体として発売するものとし、その様式は当社が定める。なお、ポストペイ式IC 証票を媒体とする場合は、IC 定期券の記名人とポストペイ式IC 証票の記名人が同一の場合に限り、発売するものとする。また、小児用IC 定期券の購入の申込みがあった場合には、当該小児が12才となる年度の3月31日まで有効なIC 証票を媒体として発売する。
  - 5 前項の場合、ポストペイ式IC 証票を媒体とするIC 定期券の運賃は、当該ポストペイ式IC 証票により後払い決済することができる。ただし、IC 証票取扱規則第22条に定める場合は、この限りではない。
  - 6 SF 式IC 証票を媒体とするIC 定期券のうち、当社で発売するICOCA 定期券の発売に関する取扱いは、別に定める「ICOCA 乗車券取扱規則」による。
  - 7 前項以外のSF 式IC 証票を媒体とするIC 定期券の発売に関する取扱いは、当該SF 式IC 証票の発行者が定めるところによる。

### 【運賃の收受】

- 第6条** 券面表示の通用期間内であって、券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は営業規則第89条に定める別途乗車として取り扱い、別途乗車区間の片道普通旅客運賃相当額を收受する。この場合、小児用IC 定期券にあつては、小児の片道普通旅客運賃相当額を、その他のIC 定期券にあつては、大人の片道普通旅客運賃相当額を收受する。この場合、IC 証票取扱規則第14条の規定を適用する。
- 2 前項にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、IC 証票取扱規則第14条の規定を適用する。
  - 3 IC 定期券を券面表示の通用期間の開始日前もしくは通用期間の終了日の翌日以降に使用する場合は、IC 証票取扱規則第14条の規定を適用する。

**【再印字】**

- 第7条** ポストペイ式 IC 証票を媒体とする有効な IC 定期券の券面表示事項が不明となった場合は、これを別表第 4 号に定める駅に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができる。
- 2 前項にかかわらず、当社の情報システムにて券面表示事項(通用期間、通用区間、記名人の氏名、生年月日等)が確認できない場合、ならびに旅客が故意に券面表示事項を消去もしくは改変した場合はこの限りではない。
  - 3 SF 式 IC 証票を媒体とする有効な IC 定期券のうち、当社で発売する ICOCA 定期券の再印字に関する取扱いは、別に定める「ICOCA 乗車券取扱規則」による。
  - 4 前項以外の SF 式 IC 証票を媒体とする有効な IC 定期券の再印字に関する取扱いは、当該 SF 式 IC 証票の発行者が定めるところによる。

**【効力】**

- 第8条** IC 定期券は、記名人本人のみが使用することができる。
- 2 IC 定期券を券面表示区間外または券面表示の通用期間の通用日前もしくは通用期間の終了日の翌日以降に使用する場合は、IC 証票取扱規則第 15 条の規定により乗車することができる。

**【無効となる場合】**

- 第9条** IC 定期券は、IC 証票取扱規則第 25 条の規定のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として取り扱う。
- (1) 係員の承諾を得ないで改札機による改札を受けずに乗車したとき
  - (2) 記名人以外の者が使用したとき
  - (3) 券面表示事項が不明となった IC 定期券を使用したとき
  - (4) 使用資格・氏名・年令・区間または通学の事実を偽って購入した IC 定期券を使用したとき
  - (5) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき
  - (6) IC 定期券により通学定期券を使用する旅客が、使用資格を失った後に使用したとき
  - (7) IC 定期券により通学定期券を使用する旅客が、営業規則第 75 条に定める携帯しなければならない証明書(学生証明書)を携帯しないとき
  - (8) その他、不正乗車的手段として使用したとき
- 2 偽造、変造または不正に作成された IC 定期券を使用した場合は、無効として回収する。

**【不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等】**

**第 10 条** 前条第 1 項の規定により、IC 定期券を無効として取り扱った場合、および前条第 2 項において回収した場合は、当該旅客から次の各号に定める普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 前条第 1 項第 1 号に該当するときは不正を発見したときの実際乗車区間の普通旅客運賃
- (2) 前条第 1 項第 2 号から第 8 号の各号のいずれかに該当するときは、営業規則第 98 条の規定を準用する。
- (3) 前条第 2 項によって無効として回収した場合であって、IC 定期券に記録されたデータの変造、偽造をとまなう場合は、当該データの内容をもって営業規則第 98 条を適用して取り扱う場合がある。

**【盗難または紛失再発行】**

**第 11 条** ポストペイ式 IC 証票を媒体とする IC 定期券の記名人が当該 IC 定期券を紛失し、当社が定める「再発行・発行替・払戻請求書」を別表第 5 号に定める駅に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した IC 定期券を再発行する。

- (1) IC 証票取扱規則第 13 条の定めにより、当該 IC 証票の盗難または紛失等の再発行に関する必要な手続きを完了し、取扱い区間内の IC 定期券の処理を行う機器に対して、当該 IC 証票の使用停止措置が完了していること
  - (2) 当該 IC 証票が再発行されていること
  - (3) 「再発行・発行替・払戻請求書」を提出し、公的証明書等の呈示により、紛失再発行を請求する旅客が当該 IC 証票の記名人本人(小児用の IC 定期券にあっては、記名人本人または代理人)であることを証明できること
  - (4) 記名人の氏名、生年月日等の情報ならびに当該 IC 定期券の発売の事実が、当社の情報システムで確認できること
- 2 第 1 項第 2 号の定めにかかわらず、当該 IC 証票の再発行を待たずに、磁気定期券として再発行する場合がある。
- 3 前項により再発行された磁気定期券を紛失した場合は再発行しない。
- 4 第 1 項により紛失再発行の取扱いを行うときは、紛失再発行する IC 定期券につき別表第 3 号に定める紛失再発行手数料を現金で収受する。
- 5 SF 式 IC 証票を媒体とする IC 定期券のうち、当社で発売する ICOCA 定期券の記名人が当該 IC 定期券を紛失したときの再発行に関する取扱いは、別に定める「ICOCA 乗車券取扱規則」による。
- 6 前項以外の SF 式 IC 証票を媒体とする IC 定期券の記名人が当該 IC 定期券を紛失したときの再発行に関する取扱いは、当該 SF 式 IC 証票の発行者が定めるところによるものとする。

**【免責事項】**

**第 12 条** 前条により、紛失した IC 定期券の使用停止措置が完了するまでの間に、当該 IC 定期券の払戻しまたは当該 IC 証票の使用等で生じた旅客の損害については、当社はその責を負わない。

**【障害再発行】**

**第 13 条** ポストペイ式 IC 証票を媒体とする IC 定期券の機能不良等によって、IC 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となったときは、その原因が故意である場合を除き、当社が定める「再発行・発行替・払戻請求書」を別表第 5 号に定める駅に提出し、次の各号の条件を満たす場合に限り当該 IC 定期券の障害再発行を行う。

- (1) 当該 IC 証票が再発行されていること
  - (2) 記名人の氏名、生年月日等の情報ならびに当該 IC 定期券の発売の事実が、当社のシステムで確認できること
- 2 第 1 項第 1 号の定めにかかわらず、当該 IC 証票の再発行を待たずに、磁気定期券として再発行する場合がある。
  - 3 前項により再発行された磁気定期券を紛失した場合は再発行しない。
  - 4 第 1 項および第 2 項の規定により障害再発行する原因が、故意と認められるときは、障害再発行する IC 定期券につき、別表第 3 号に定める障害再発行手数料を現金で収受する。
  - 5 SF 式 IC 証票を媒体とする IC 定期券のうち、当社で発売する ICOCA 定期券の機能不良等によって、IC 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となったときの障害再発行に関する取扱いは、別に定める「ICOCA 乗車券取扱規則」によるものとする。
  - 6 前項以外の SF 式 IC 証票を媒体とする IC 定期券の機能不良等によって、IC 定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となったときの障害再発行に関する取扱いは、当該 SF 式 IC 証票の発行者が定めるところによる。

**【払戻し】**

**第 14 条** 旅客はポストペイ式 IC 証票を媒体とする IC 定期券の払戻しについては、営業規則第 104 条、第 106 条、第 107 条、第 108 条を準用する。

- 2 前項の規定は、旅客が「再発行・発行替・払戻請求書」を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、当該 IC 定期券の記名人本人(小児用の IC 定期券にあっては記名人本人または代理人)であることを証明できる場合に限り取り扱う。
- 3 SF 式 IC 証票を媒体とする IC 定期券のうち、当社で発売する ICOCA 定期券の払戻しに関する取扱いは、別に定める「ICOCA 乗車券取扱規則」によるものとする。
- 4 前項以外の SF 式 IC 証票を媒体とする IC 定期券の払戻しに関する取扱いは、当該 SF 式 IC 証票の発行者が定めるところによる。

**【同一駅で再度出場する場合の取扱い】**

**第 15 条** 旅客は、IC 定期券で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間(券面表示の通用期間内の場合は券面表示区間を除く)の普通旅客運賃を現金等で支払い、IC 定期券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

- 2 旅客が券面表示区間外の駅で、あるいは券面表示の通用期間の開始日前もしくは通用期間の終了日の翌日以降において、IC 定期券で入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、IC 証票取扱規則第 28 条の規定に準じて取り扱う。

### 【発行替の取扱方】

- 第 16 条** 磁気定期券を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内に同一の種類、区間および経路の IC 定期券への変更の申し出があった場合には、当該磁気定期券を回収のうえ、旅客が所持するポストペイ式 IC 証票に発行替の取扱いを行うことができる。
- 2 IC 定期券を所持する旅客から、その券面表示の通用期間内に同一の種類、区間および経路の IC 定期券への変更の申し出があった場合には、旅客が所持する別のポストペイ式 IC 証票に発行替の取扱いを行うことができる。
- 3 ポストペイ式 IC 証票を媒体とする IC 定期券を所持する旅客から、磁気定期券へ発行替の申し出があった場合には、公的証明書等の提示により当該 IC 定期券の記名人本人(小児用 IC 定期券の場合はその記名人本人または代理人)であることが証明でき、さらに次の各号の場合に限り、発行替の取扱いを行うことができる。
- (1) IC 証票取扱規則第 22 条第 3 項の場合
  - (2) IC 証票発行者の会員組織から退会した場合
  - (3) その他やむをえない事情の場合
- 4 前各項の規定は、別表第 5 号に定める駅において取り扱う。ただし、第 1 項および第 2 項の規定は、別表第 4 号に定める駅に設置の券売機においても取り扱う。
- 5 SF 式 IC 証票を媒体とする IC 定期券のうち、当社で発売する ICOCA 定期券の発行替に関する取扱いは、別に定める「ICOCA 乗車券取扱規則」によるものとする。
- 6 前項以外の SF 式 IC 証票を媒体とする IC 定期券の発行替に関する取扱いは、当該 SF 式 IC 証票の発行者が定めるところによる。
- 7 第 3 項の規定にかかわらず、当該 IC 定期券の通用区間が磁気定期券では発行できない区間のときは、発行替の取扱いを行うことはできない。

### 【IC 定期券の通用期間外における使用可否設定変更の取扱方】

- 第 17 条** ポストペイ式 IC 証票を媒体とする IC 定期券を所持する旅客から券面表示の通用期間の開始日前もしくは通用期間の終了日の翌日以降に IC 証票の使用が可能となる設定の変更または不可能となる設定の変更の申し出があった場合は、当該設定の取扱いを行う。
- 2 前項の規定は、別表第 4 号および別表第 5 号に定める駅において取り扱う。
- 3 SF 式 IC 証票を媒体とする IC 定期券のうち、当社で発売する ICOCA 定期券の通用期間外における使用可否設定の取扱いは、別に定める「ICOCA 乗車券取扱規則」によるものとする。
- 4 前項以外の SF 式 IC 証票を媒体とする IC 定期券の通用期間外における使用可否設定変更の取扱いは、当該 SF 式 IC 証票の発行者が定めるところによる。

**【継続発売の取扱方】**

- 第 18 条** ポストペイ式 IC 証票を媒体とする IC 定期券を所持する旅客に対して、営業規則第 16 条第 2 項の規定に準じて、定期券を継続発売する場合は、旅客の所持する IC 定期券を用いて発売する。
- 2 SF 式 IC 証票を媒体とする IC 定期券のうち、当社で発売する ICOCA 定期券の継続発売に関する取扱いは、別に定める「ICOCA 乗車券取扱規則」によるものとする。
- 3 前項以外の SF 式 IC 証票を媒体とする IC 定期券の継続発売に関する取扱いは、当該 SF 式 IC 証票の発行者が定めるところによる。

**【IC 定期券の使用の制限事項】**

- 第 19 条** IC 定期券は次の各号の取扱いをしない。
- (1) IC 証票取扱規則第 23 条の規定により使用する場合を除く、他の乗車券と併用しての使用
- (2) 当社線内における区間指定割引と IC 定期券の併用

**別表第 1 号**

「当社が発売する IC 定期券の媒体」  
ポストペイ式 IC 証票 : PiTaPa  
SF 式 IC 証票 : ICOCA

**別表第 2 号**

「IC 定期券を発売しない種類」

・実習用通学定期券	営業規則第 21 条第 2 項
・身体障害者運賃割引適用の定期券	身体障害者運賃割引関連規則
・知的障害者運賃割引適用の定期券	知的障害者運賃割引関連規則
・精神障害者運賃割引適用の定期券	精神障害者運賃割引関連規則

**別表第 3 号**

「ポストペイ式 IC 証票を媒体とする IC 定期券の再発行手数料」  
1 枚につき 220 円

**別表第 4 号**

「ポストペイ式 IC 証票を媒体とする IC 定期券の取扱駅 1」

対象駅
-----

全駅(天神橋筋六丁目駅を除く)
-----------------

**別表第 5 号**

「ポストペイ式 IC 証票を媒体とする IC 定期券の取扱駅 2」(定期券発売所)

対象駅
-----

大阪梅田・西宮北口・神戸三宮・豊中・川西能勢口・淡路・高槻市・桂
----------------------------------